

令和8年度鳥取県原子力防災講演会に係る企画運営委託業務仕様書

1. 業務の名称

令和8年度鳥取県原子力防災講演会に係る企画運営委託業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

県民が原子力災害の特徴や推移を正しく理解し、発災時に適切な対応や行動をとることができるようにするため、放射線の性質、被ばくと人体への影響、原子力災害時の事象の進展、放射線量等に基づく屋内退避等の防護措置の考え方等の原子力災害に対する知識の啓発を図ることを目的とする。

3 本業務の内容

講演会場の確保、講師の選定及び講演依頼、参加者の募集、会場の統制、講演会のライブ配信及び講演会の様子を録画し編集した動画のオンデマンド配信その他講演会の実施に必要な業務についての企画運営とする。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 講演会の概要

（1）対象者

県民、関係自治体の職員、防災関係機関の職員等

（2）開催時期

令和9年1月31日までのいずれか一日（質疑応答を含め2時間程度）とする。

（3）開催場所

米子市

（4）募集人数

200名程度

（5）内容

放射線安全学（放射線の人体への影響、放射線防護の体系、被ばくの様態等）の分野とし、原子力災害の事態の推移、放射性物質の拡散の状況とその影響、屋内退避の効果、避難の流れなどを含む内容を一般市民にもわかりやすく解説し、原子力災害を過度に恐れる必要はないこと、放射線による被ばくの影響、被災者の人権の保護などについての啓発を図るものとする。詳細は発注者と調整のうえ決定する。なお、一般県民にも伝わるよう平易な内容とすること。

6. 業務の実施

（1）業務実施体制

受注者は、本業務全般の指揮・統制に当たる実務上の責任者及び会場での受付、資料配布、司会進行等の業務を行う補助員をそれぞれ1名以上選任すること。両者は兼務できない。

（2）業務の内容

受注者が担う業務は次に掲げるとおりとする。

ア 講演計画の作成等

実施時期、定員、場所、講演内容、講演時間等を具体的に摘示した講演計画を作成するとともに、必要に応じて、随時、計画の内容を見直すこと。

イ 講師の選定及び講演の依頼等

原則として、講演のテーマに専門的な知見を有する学識経験者等から発注者と協議のうえ選定する。

講師への謝金及び講演会場までの交通費の支払その他旅程の管理に係る細部の調整は、講師と綿密に意思の疎通を図り、講師が万全の状態で講演を行うことができるよう配慮すること。

また、講演の内容に対する質問対応の方針や講演会の様子を撮影、編集して動画配信することについての事前の了承を得ること。

ウ 講演会場の手配

アに掲げる計画に基づき、講演会場を確保すること。

エ 募集案内の作成

講演会の募集案内を作成し、講演会の実施の日の 30 日前（基準）までに発注者に送付すること。

オ 参加希望の受付及び情報管理

講演会への参加希望を、郵送、ファクシミリ、電子メールその他適宜の方法で受け付け、参加予定者の氏名その他参加予定者を識別するために必要な情報を記載した受講者名簿を作成し、速やかに発注者に提出する。また、参加が決定した者へは適宜の方法でその旨を通知するものとする。

カ 講演資料の作成及び配布

講演会場で参加予定者に配布する講演資料は、講演会当日までにその電子データを発注者に提出するとともに、日本産業規格 A 列 4 番の上質紙又はこれと同等の品質の紙の両面に多色刷りで印刷すること。

キ 講演会場の設営及び撤収

講演会場の椅子、机その他講演会の実施に必要な資機材を配置し、会場設営を行うとともに、電子機器等については動作確認を実施すること。また講演終了後は速やかに講演会場の撤収を行い、原状に復すること。

ク 進行管理等

参加予定者の受付及び講演資料の配布、司会進行、時間管理、参加者の入退室の管理、講演会場における質問対応その他講演会の円滑な実施に必要な対応を行うこと。特に、講演会場における講演の内容に関連のない質問や不規則発言については、これを制止するなど適切に対応すること。

ケ 質疑応答への対応等

参加者から質問があったときは、適宜質問内容を整理し、講師が適切に回答できるよう補佐すること。講演会の終了予定時間を超えてなお特に回答を求める質問は書面により受け付け、必要に応じて講師と協議のうえ回答案を作成し、発注者の承認を得て、質問者に回答するものとする。

コ 手話通訳者の配置

講演会では、手話により講演の内容を同時通訳する手話通訳者を 1 名以上配置すること。

サ オンデマンド配信

講演の実施状況を撮影した映像素材を編集しオンデマンド配信するための公開映像を作成し、講演会の終了から概ね 1 か月以内を目途にインターネット上にアップロードすること。公開映像には講演の内容を字幕で表示すること。但し、手話通訳者による同時通訳は映像に含める必要はない。

公開映像の URL は発注者のウェブサイトに掲載するので、アップロード後は速やかにその情報を発注者に提供すること。

シ アンケートの実施及び集計

オンデマンド配信の視聴者を除く参加者を対象に満足度や改善点を問うアンケートを実施し、結果を図やグラフで整理すること。

ス 報道対応

報道機関による講演の取材に対しては、受付対応及び資料の準備、講師等へのインタビューなどについて便宜を図ること。

セ 参加者に対する事前の周知及び情報提供等

参加者への留意事項や特記事項は、募集案内にあらかじめ明記することにより、参加予定者への周知を図ること。

また、やむを得ず講演会を中止する場合には、参加予定者に速やかにその旨を通知するとともに、会場への来場があった場合にこの旨を説明する要員を 1 名以上配置すること。

7. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、8 の規定により本業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8. 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の

義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わなければならない。

9. 仕様書の内容の実施に要する経費

仕様書の内容の実施に要する経費は、全て受注者の負担によりこれを行うこと。

10. 成果物

(1) 受注者は、次に掲げるところにより、本業務の成果物を提出するものとする。

ア 成果物の詳細

①業務実施報告書 1部

②オンデマンド配信した公開映像を記録した可搬型媒体(DVDによることが望ましい) 2枚

なお、①に掲げる業務実施報告書は、日本産業規格A列4番の上質紙又はコート紙に両面に多色刷りとし、講演実施実績(日程、受講者名簿(実績)及び講演実施体制表)を記載するとともに、講演会で配布した講演資料その他の関係資料、議事録、開催状況の写真、アンケートの集計結果を含めること。

イ 提出期限及び提出場所

①提出期限:令和9年3月19日又は本業務の完了の日から30日を経過するまでのいずれか早い日

②提出場所:鳥取県危機管理部原子力安全対策課(鳥取県鳥取市東町1丁目271)

(2) 権利の帰属

成果物に係る諸権利は、発注者に帰属する。

11. 完了報告及び検査

(1) 発注者は、10に掲げる成果物の提出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、必要に応じて所要の補正を求めることができる。

(2) (1)の確認により補正の必要がないものと認められたとき又は(1)の補正が適切に反映されたときは、発注者は成果物を受理するものとする。

(3) 発注者は、成果物を受理した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(4) 発注者は、(3)の検査により本業務の成果が合格と認められたときは、速やかにこの旨を口頭又は書面により受注者に通知するものとする。

12. 委託料の支払

(1) 委託料は、精算払とする。

(2) 発注者は、本業務の検査に合格した旨の通知に対し、委託料の請求書を発注者に提出する。

(3) 発注者は、(2)の請求書を受理した日から起算して30日以内に請求に係る委託料を支払う。

(4) 発注者が正当な理由なく(3)に規定する支払期間内に支払いを完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

13. 権利の処理

(1) 発注者は、本業務の成果物を2に掲げる目的のため使用することができるものとする。このため講演内容の録画、録音、配信を含む講師の知的財産権の実施の許諾は受注者の責任で処理するものとする。

(2) 受注者は、発注者との事前の協議により、(1)の許諾に係る諸条件を設けることができる。

(3) (1)の使用により、講師を含む第三者の権利への侵害が生じたときは、この仕様書により受注者が履践すべきものとされる義務を懈怠した場合を除き、発注者がその責任を負うものとする。

14. 免責条項

受注者の責に帰さない事由により、本業務の一部または全部の履行ができないときは、当該履行ができなかった業務についての発注者の支払い義務は生じない。但し、当該履行ができなかったことが専ら発注者の責に帰すべき事由によるときはこの限りでない。

15. 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者及び受注者が協議の上専任された調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

16. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲に報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。